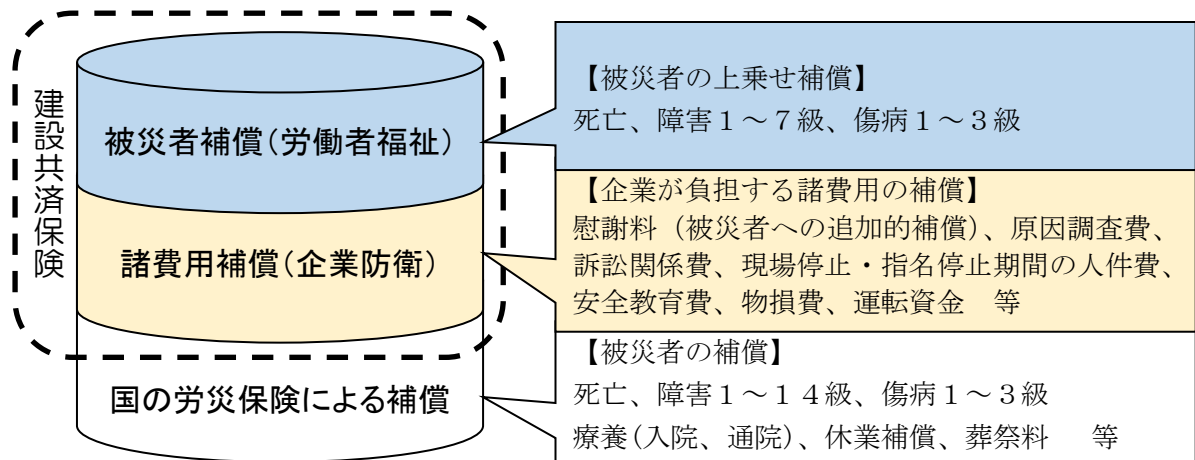


建設共済保険の特長

建設共済保険は、補償対象を国の労災保険でカバーできない慰謝料や民事賠償の必要性の高い「死亡及び障害 1～7 級と傷病 1～3 級」に絞ることで、安い掛金で高額な補償（保険金区分合計 1,000 万円～5,000 万円）が得られることに照準が当てられています。年間完成工事高契約の掛金は、元請で施工する甲型共同企業体工事や海外工事の売上を控除して算定します。

契約保険金の半分は、被災者補償保険金として契約者に支払われますが、保険金区分については、自由に設定することが可能です。もう一方の契約保険金の半分は、契約者が被災者補償保険金を被災者等に支払うことを前提に、諸費用補償保険金として契約者に支払われます。諸費用補償は、建設共済保険の最大の特長であり、領収証等は一切不要で使途に制限はなく、会社を守る常備薬としてできるだけ高めの保険金区分にご加入いただければ、事故後の諸費用に充当してご活用いただけます。下請の事故も補償し、保険金のご請求後速やかに支給されます。



保険金の1/2	支払額	補償受益パターン		
		①	②	③
被災者補償	就業規則等で定める金額にかかわらず保険金区分の満額（下請の場合は合意額）	被災者	被災者	被災者
※ 諸費用補償	法律上の責任の有無にかかわらず保険金区分の満額	被災者 〔追加的補償に充てる場合〕	被災者 契約者	契約者

※国や他の保険から支払いがあっても控除されることや、過失割合で減額されることはなく、保険金区分の満額が会社に支払われます。

なお、建設共済保険は公益目的事業として実施されているため、保険収支の利潤に相当する剰余金はその全額が契約者割戻金（R4 実績：20.53%、R5 実績：16.46%、R6 実績：28.52%）として還元されることから、さらに掛金負担が軽減されます。

その他の特色として

- 1) 保険金が支払われた被災者（死亡及び障害 1～3 級、傷病 1～3 級）の子供に対して返済不要の奨学金を継続して給付します（年額：要保育児 144,000 円～大学生 468,000 円）。
- 2) 工事現場における安全衛生環境整備のため、掛金額に応じた安全衛生用品をミドリ安全㈱から契約者に送付します。
- 3) 各都道府県建設業協会の社会貢献活動等に助成金を支給するなど、業界の発展に尽くします。